

入札参加資格申請後に、次の内容に変更があった場合は変更届（任意様式）に下記書類を添付して財政課契約管財係へ提出してください。様式については必要事項が記載されていれば、独自に作成された様式で構いません。

1. 届出が必要な変更事項及び添付書類

●建設工事の場合

変更事項	添付書類
所在地	商業登記簿謄本（写し）、委任状（必要と認められる場合）
商号・名称	商業登記簿謄本（写し）、建設業許可証明書（写し）、委任状（必要と認められる場合）
代表者	商業登記簿謄本（写し）、委任状（必要と認められる場合）
専任技術者	専任技術者証明書（写し）
技術職員	資格証（写し）、健康保険証等雇用関係が確認できるもの（写し）
委任関係	委任状（委任者・受任者双方が押印したもの）、建設業許可申請書の別表（営業所一覧表等委任先の許可業種・変更内容が確認できるもの（写し））
建設業許可更新	建設業許可更新通知書（写し）
建設業許可変更	建設業許可通知書（写し）
実印	印鑑証明書（写し）
使用印鑑	使用印鑑届
廃業	建設業法第29条の通知（写し）
休業	任意様式
電話番号・FAX	添付書類不要

●測量及び建設コンサルタント・物品役務等の場合

変更事項	添付書類
所在地	商業登記簿謄本（写し）、委任状（必要と認められる場合）
商号・名称	商業登記簿謄本（写し）、委任状（必要と認められる場合）
代表者	商業登記簿謄本（写し）、委任状（必要と認められる場合）
技術職員	資格証（写し）、健康保険証等雇用関係が確認できるもの（写し）
委任関係	委任状（委任者・受任者双方が押印したもの）、営業所一覧表等委任先の許可業種・変更内容が確認できるもの（写し）
登録更新	更新証明書等（写し）
登録変更	登録証明書等（写し）
実印	印鑑証明書（写し）
使用印鑑	使用印鑑届
廃業	任意様式
休業	任意様式
電話番号・FAX	添付書類不要

2. その他

合併や営業譲渡等、資格の承継が生じる場合は、必要書類等の手続きが異なります。

3. 問い合わせ先・提出先 〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田1444-1

鉾田市政策企画部 財政課 契約管財係 電話0291-36-7155